

=学活の風景より=

3年生

2年生

1年生

2学期も終盤、各学年学活風景をのぞいてみました。3年生はいよいよ受験ラストスパートに向けて、「学びの軌跡」として3月7日までの取り組み計画と日々の時間設計を。2年生は、ジェスチャーゲームを通し、人前での恥ずかしさで何もできなくなる自分を克服。1年生は「おにごっこ」と「ドッチビー」で親睦を深めていました。それぞれ今何をすべきかを捉え、厳しさの中にも笑いを交え、クラスの課題解決に向けみんな真剣に取り組んでいました。令和4年度の総仕上げそして5年度の成長に向け、既に動き出しています。

=休日の部活動の段階的な地域移行について(報告)=

11月28日(月)余目第四まつづくりセンターを会場に、『庄内町中学校部活動地域指導者研修会』が行われました。県教育庁庄内教育事務所社会教育課からは、①県の運動部活動と地域の連携の在り方に関する検討委員会で確認されたことを。また、庄内町教育委員会からは、②今後の部活動の在り方とガイドラインの改正点について説明がありました。

① について

- 令和8年度から休日は学校教育の一環として行われる部活動を行わない。
- 令和5年度から令和7年度の3年間で、休日は部活動を原則行わないように地場

がんばれ!



② について

- 休日の部活動の段階的な地域移行に向け、全ての部活動が令和7年度までの3年間で段階的に「段階Ⅰ」に到達することを目標にする。

	段階Ⅳ	休日の部活動を教員に頼らざるを得ない状況。
	段階Ⅲ	休日の部活動を、目安として月1回以上は顧問がつかないで練習する。
	段階Ⅱ	休日の部活動を、目安として月2回以上は顧問がつかないで練習する。
	段階Ⅰ	休日に教員はつかず、完全に地域移行している状況。

※立川中学校は、指導者の皆さん、保護者の皆さんによるご協力の下、現在段階Ⅱの部活(剣道、卓球、ソフトテニス)と、段階Ⅰ(柔道)の部活があります。次年度は、他に先駆け全ての部活動において段階Ⅰになるように環境作りに努めて参ります。ご協力をお願いいたします。

■ガイドラインにおける定義の変更・・・令和5年度から実施

A活動	部活動(学校教育活動)	【ガイドライン遵守】
B活動	支援クラブ活動(保護者会練習)	【ガイドライン遵守】
C活動	その他の活動(生涯スポーツ・文化活動)	【ガイドライン遵守】

↓ 今までのC活動が2つに区分されます。

a: C1活動【ガイドライン遵守】

- (1) 庄内町スポーツ協会に加盟する団体の活動
- (2) 中学生が参加するスポーツ少年団(D活動)
- (3) 響ホール事業推進協議会が育成団体として認める団体の活動

b: C2活動【ガイドライン遵守協力依頼】

C1以外のC活動とし、「ガイドライン設定の趣旨」に鑑み、その遵守について協力を求めるものとする。



※C1に取り組んでいる生徒(陸上スポ少など)が余目中学校の生徒と一緒に活動できるように、委員会へ協力を求めて参ります。